

平成 28 年度独立行政法人航空大学校調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人航空大学校は、事務・事業の特性を踏まえ、P D C A サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 28 年度独立行政法人航空大学校調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 独立行政法人航空大学校における平成 27 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 48 件、契約金額は 19.7 億円である。また、競争性のある契約は 42 件 (87.5%)、19.6 億円 (99.5%)、競争性のない随意契約は 6 件 (12.5%)、0.1 億円 (0.5%) となっている。

平成 26 年度と比較して、競争性のない随意契約の件数割合が大きくなっている（件数は 20.0%の増）が、高濃度ポリ塩化ビフェニルの廃棄処分を 1 件行ったものである。

表 1 平成 27 年度の独立行政法人航空大学校の調達全体像 (単位：件、億円)

	平成 26 年度		平成 27 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(90.4%) 47	(99.5%) 19.4	(83.3%) 40	(86.3%) 17	(△14.9%) △7	(△12.4%) △2.4
企画競争・公募	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(4.2%) 2	(13.2%) 2.6	(%) 2	(%) 2.6
競争性のある契約 (小計)	(90.4%) 47	(99.5%) 19.4	(87.5%) 42	(99.5%) 19.6	(△10.6%) △5	(1.0%) 0.2
競争性のない随意契約	(9.6%) 5	(0.5%) 0.1	(12.5%) 6	(0.5%) 0.1	(20.0%) 1	(0.0%) 0
合 計	(100%) 52	(100%) 19.5	(100%) 48	(100%) 19.7	(△7.7%) △4	(1.0%) 0.2

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の () 書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

(2) 独立行政法人航空大学校における平成 27 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 15 件 (37.5%)、契約金額は 10.1 億円 (68.7%) である。

平成 26 年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに小さくなっている（件数は 31.8%の減、金額は 12.9%の減）が、2 カ年毎に実施している電気受給契約が無かったこと、東北地方太平洋沖地震の影響による建設業界等における技術者不足が原因で、一者応札の多かった東北地域の建築工事、設計業務の調達が無かったことによるものである。

当校の平成 27 年度における一者応札・応募状況の件数割合が 37.5%となっており、総務省が公表している「独立行政法人における契約状況の公表」の「平成 26 年度一者応札・一者応募の概況」では、

法人の合計契約件数平均割合が 36.3%となっている。当校の平成 26 年度における一者応札件数割合からは改善の傾向が見られるが、法人の合計契約件数平均割合よりまだ少し高い状況にある。

表 2 平成 27 年度の独立行政法人航空大学校の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	比較増△減
2 者以上	件数	22 (50.0%)	25 (62.5%)	3 (13.6%)
	金額	5.1 (30.5%)	4.6 (31.3%)	△0.5 (△9.8%)
1 者以下	件数	22 (50.0%)	15 (37.5%)	△7 (△31.8%)
	金額	11.6 (69.5%)	10.1 (68.7%)	△1.5 (△12.9%)
合 計	件数	44 (100%)	40 (100%)	△4 (△9.1%)
	金額	16.7 (100%)	14.7 (100%)	△2 (△12.0%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の（ ）書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、次のとおり取り組むものとする。

・ 一者応札の改善について

地理的要因、企業側の理由（技術力、取扱商品）によりやむ得ず、一者応札になっている場合も考えられるが、発注者側の取組により改善ができる部分もあると考えられることから、ガバナンスを徹底することとし、外部有識者を含めた契約監視委員会において、調達方法の適正化を審議していくとともに、入札説明書を受け取ったもので入札に参加しなかった者に対しては理由を把握するよう努める。

【実施結果】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に独立行政法人航空大学校内に設置された、入札参加者選定審査会に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点から点検をうけることとする。

【規定通りに運用すること】

(2) 調達適正化のための取組

会計に関する調達の適正を期することを目的とした、以下の観点から監事監査を実施する。

また、監事監査実施後、その監査結果を報告書として取りまとめフィードバックするとともに

情報の共有化を図る。

(監事監査の主な観点)

- ・ 契約の内容に応じた適切な競争手続きがなされているか。
- ・ 競争性の無い随意契約によらざるを得ない場合、入札参加者選定審査会による審査が行われているか。
- ・ 仕様書は、過度に競争を制限する内容となっていないか。
- ・ 予定価格は適正に作成されているか。

【監事監査の主な観点を含め、規定通りに運用すること】

(3) 不祥事の発生 of 未然防止・再発防止のための取組

年に一回全職員を対象とした、コンプライアンス研修を実施し、不祥事の未然防止等に努める。

【実施の有無】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事長を総括責任者とする入札参加者選定審査会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	理事長
副総括責任者	事務局長
メンバー	監事、教頭、企画室長、総務課長、会計課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、独立行政法人航空大学校のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。